目次	目次
［1～13　略］	［1～13　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［1・2　略］	［1・2　同左］
［1～12　略］	［1～12　同左］
13　その他特記事項	13　その他特記事項
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。	指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部改正）

第九条　損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（料率団体の設立認可の審査基準）	（料率団体の設立認可の審査基準）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、当該申請が同項に掲げる基準に適合すると認めるときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、遅滞なく、設立の認可をするものとする。	2　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者がある場合	二　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　拘禁刑以上の刑又は法若しくは保険業法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなった日から五年を経過するまでの者	ロ　禁固以上の刑又は法若しくは保険業法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなった日から五年を経過するまでの者
［ハ・ニ　略］	［ハ・ニ　同上］
三　［略］	三　［同上］
［3・4　略］	［3・4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	